

入札及び契約心得

- 1、この入札及び契約心得並びに契約条項を承諾の上、所定の入札用紙をもって入札すること
- 2、あらかじめ登録を受けなければ入札出来ない
- 3、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは抽選決定により落札を決める
- 4、入札者は一旦提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しを成すことは出来ない
- 5、落札者は落札によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない
但し、当方の承諾を受けた場合はこの限りではない
- 6、入札当日は、筆記用具及び登録印を忘れずに持参のこと
- 7、入札及び契約に際し、「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(23.4.15)(以下「合意書」という。)に基づき、入札書(見積書)の提出をもって合意書別紙第3の誓約事項に誓約したものとす
る
- 8、次の入札は無効とする
 - (1) 所定時間に遅れた入札
 - (2) 不当に価格を引き上げ又は引き下げる目的をもって連合を成した者の入札
 - (3) 他人の入札を妨害した者の入札
 - (4) 入札金額が明瞭でない入札
 - (5) 入札者が誰であるか識別し難き入札
 - (6) 署名又は記名押印のない入札
 - (7) 委任状提出のない場合の代理人入札
 - (8) 合意書別紙第3の誓約事項に違反した場合

9、契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる

(1) 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰し難い理由以外で、契約の解除を申し出たとき

(2) 相手方が、完全にこの契約の履行を行わないとき

(3) 相手方が、契約上の義務を違反したことにより目的を達成する見込みがないとき

(4) 誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他、契約担当官が必要と認めたとき

また、前各号により契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する

なお、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する

10、相手方は、自ら又は下請者等が※排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うと共に契約担当官に報告するものとする

※ 排除対象者とは、「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」別紙第1に規定する者を言う

別紙第1(合意書より抜粋)

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。